

公文書公開請求拒否通知書	
第 号 年 月 日	
様	
北見地区消防組合管理者 印	
年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきまして、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことに決定しましたので、北見地区消防組合情報公開条例第7条第2項の規定により通知します。	
公文書の 名称又は内容	
公文書の存否を明 らかにしない理由	北見地区消防組合情報公開条例第9条第3項に該当
	(理由)
問 い 合 わ せ 先 (主 管 課)	課 担当 電話 () 内線

(審査請求等)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北見地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、北見地区消防組合（訴訟において北見地区消防組合を代表する者は北見地区消防組合管理者となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。